

新潟市水道局事務専決規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 6 日

新潟市水道事業管理者

水道局長 長井 亮一

新潟市水道局管理規程第 2 号

新潟市水道局事務専決規程等の一部を改正する規程

(新潟市水道局事務専決規程の一部改正)

第 1 条 新潟市水道局事務専決規程（平成 1 9 年新潟市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「営業所長」の次に「、出張所長」を加える。

第 3 条の表決裁権者の欄中「営業所長」の次に「、出張所長」を加える。

別表備考第 2 項中「営業所」の次に「、出張所」を加える。

別表のうち第 1 の表の（1）の表備考第 1 項中「及び営業所」を「、営業所及び出張所」に、「及び営業所長が」を「、営業所長及び出張所長が」に改める。

別表のうち第 2 の表の（2）の表の計画整備課の表中「計画整備課」を「計画課」に改める。

別表のうち第 2 の表の（2）の表の管路課の表中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とする。

別表のうち第 2 の表の（2）の表の給水装置課の表中 2 の項を 3 の項とし、1 の項の次に次のように加える。

2 指定給水装置工事事業者の申請及び変更に関すること。		○
-----------------------------	--	---

別表のうち第 2 の表の（2）の表中浄水課の表を削る。

別表のうち第 2 の表の（2）の表の北工事事務所の表中「北工事事務所」を「北維持出張所」に、「北工事事務所庁舎」を「北維持出張所庁舎」に改める。

別表のうち第 2 の表の（2）の表の西蒲工事事務所の表中「西蒲工事事務所」を「西

蒲維持出張所」に改める。

(新潟市水道局行政文書管理規程の一部改正)

第2条 新潟市水道局行政文書管理規程(令和3年新潟市水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第2号中「営業所」の次に「、出張所」を加える。

(新潟市水道局公印規程の一部改正)

第3条 新潟市水道局公印規程(昭和58年新潟市水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1(2)の表北事務所専用新潟市水道事業管理者印の項中「北工事事務所」を「北維持出張所」に、「北工事事務所長」を「北維持出張所長」に改め、同表西蒲事務所専用新潟市水道事業管理者印の項中「西蒲工事事務所」を「西蒲維持出張所」に、「西蒲工事事務所長」を「西蒲維持出張所長」に改める。

(新潟市水道事業会計規程の一部改正)

第4条 新潟市水道事業会計規程(昭和52年新潟市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項の表中2 現金取扱員が使用する印鑑の項を削り、「3 出納取扱金融機関が使用する領収印」を「2 出納取扱金融機関が使用する領収印」に、「4 収納取扱金融機関が使用する領収印」を「3 収納取扱金融機関が使用する領収印」に、「5 公金徴収事務等受託者が使用する印鑑」を「4 公金徴収事務等受託者が使用する印鑑」に改める。

第22条第1項中「引き継がなければならない」を「引継ぎ、又は管理者が指定する取扱金融機関に払い込まなければならない」に改める。

別表第1総務部の部料金課の項委任する事務の欄中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とする。

別表第1技術部の部を次のように改める。

技術部	中央工事事務所	所長	中央工事事務所の職員（出納事務に従事しない者を除く。）	1 棚卸資産の出納及び保管に関すること（北維持出張所及び西蒲維持出張所を除く。）。
	北維持出張所	所長		2 釣銭準備金を保管し、これを現金取扱員に保管転換すること。
	西蒲維持出張所	所長		3 新潟市給水条例に規定する料金、手数料その他の収入を収納すること。
	秋葉工事事務所	所長	4 その他管理者が必要と認めること。	
	秋葉工事事務所	所長	秋葉工事事務所の職員（出納事務に従事しない者を除く。）	1 釣銭準備金を保管し、これを現金取扱員に保管転換すること。
				2 新潟市給水条例に規定する料金、手数料その他の収入を収納すること。
				3 その他管理者が必要と認めること。

（新潟市水道局請負工事等入札参加資格要件等審査委員会規程の一部改正）

第5条 新潟市水道局請負工事等入札参加資格要件等審査委員会規程（昭和42年新潟市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「12人」を「11人」に改め、同条第2項中「計画整備課長」を「計画課長」に改め、「給水装置課長」の次に「、施設整備課長」を加え、「、北工事事務所長、西蒲工事事務所長」を削る。

（新潟市水道局庁舎管理規程の一部改正）

第6条 新潟市水道局庁舎管理規程（昭和42年新潟市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「北工事事務所庁舎においては北工事事務所長」を「北維持出張所庁舎においては北維持出張所長」に改める。

（新潟市水道局防火管理規程の一部改正）

第7条 新潟市水道局防火管理規程（昭和63年新潟市水道局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「防火管理責任者一覧表」を「防火責任者一覧表」に改め、同表二階の部分中「計画整備課」を「計画課」に、

「

技術管理室	技術管理室
-------	-------

」を

「

技術管理室	技術管理室
施設整備課	施設整備課

」に改め、

同表北工事事務所庁舎の部中「北工事事務所庁舎」を「北維持出張所庁舎」に、「北工事事務所」を「北維持出張所」に改め、同表事業場の部中「（管理館を含む。）」を「（管理館を含む。）」に、「（西蒲工事事務所執務室及び会議室を除く。）巻浄水場」を「（西蒲維持出張所執務室及び会議室を除く。）・巻取水場」に、「間瀬第1配水場」を「間瀬配水場」に、「西蒲工事事務所執務室」を「西蒲維持出張所執務室」に、「西蒲工事事務所」を「西蒲維持出張所」に改める。

別表第2中「北工事事務所庁舎」を「北維持出張所庁舎」に、「間瀬第1配水場」を「間瀬配水場」に改める。

別表第3の2を次のように改める。

別表第3の2（第5条関係）

自衛消防隊班別表

班	班長	班	班長
1	経営管理課長	13	青山浄水場長
2	総務課長	14	信濃川浄水場長
3	経理課長	15	阿賀野川浄水場長
4	営業課長	16	満願寺浄水場長
5	技術管理室長	17	戸頭浄水場長
6	料金課長	18	巻浄水場長
7	秋葉営業所長	19	水質管理課長

8	計画課長	20	中央工事事務所長
9	管路課長	21	北維持出張所長
10	給水装置課長	22	西蒲維持出張所長
11	施設整備課長	23	秋葉工事事務所長
12	浄水課長		

別表第4中「— 第22班長 — (略)」を「
第22班長 — (略)
第23班長 — (略)」に改める。

(新潟市水道局公用車安全運転管理規程の一部改正)

第8条 新潟市水道局公用車安全運転管理規程(平成26年新潟市水道局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「営業所」の次に「、出張所」を加え、同条第2項中「営業所長」の次に「、出張所長」を加える。

(新潟市水道局職員安全衛生管理規程の一部改正)

第9条 新潟市水道局職員安全衛生管理規程(平成6年新潟市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「営業所長」の次に「、出張所長」を加える。

別表中「北工事事務所」を「北維持出張所」に改める。

(新潟市指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正)

第10条 新潟市指定給水装置工事事業者審査委員会規程(平成10年新潟市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「管路課長」を「給水装置課長」に改める。

第7条中「管路課」を「給水装置課」に改める。

別表中「、北工事事務所長、西蒲工事事務所長」を削る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。